|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 判断基準  対象外種目 | 基本調査の結果  （調査日：　　 　　　年　 　月　　 日） | 基本調査の結果による  ことができない場合 | 医師の医学的  所見から |
| ア 車いす  （付属品） | 日常的に歩行が困難な者  ｢１－７ 歩 行｣  □つかまらないでできる  □何かにつかまればできる  □できない | □日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者  ※ ｢判断上の留意点｣  要提出 | □ⅰ 状態の変化  □ⅱ 急性増悪  □ⅲ 医師禁忌  ※ ｢例外給付届出書｣  要提出 |
| イ 特殊寝台  （付属品） | 次の各号のいずれかに該当する者  (1)日常的に寝返りが困難な者  ｢１－３ 寝返り｣  □つかまらないでできる  □何かにつかまればできる  □できない  (2)日常的に起き上がりが困難な者  ｢１－４ 起き上がり｣  □つかまらないでできる  □何かにつかまればできる  □できない |  | □ⅰ 状態の変化  □ⅱ 急性増悪  □ⅲ 医師禁忌  ※ ｢例外給付届出書｣  要提出 |
| ウ 床ずれ防止用具  体位変換器 | 日常的に寝返りが困難な者  ｢１－３ 寝返り｣  □つかまらないでできる  □何かにつかまればできる  □できない |  | □ⅰ 状態の変化  □ⅱ 急性増悪  □ⅲ 医師禁忌  ※ 「例外給付届出書」  要提出 |
| エ 認知症老人  徘徊感知機器 | 次の各号のいずれにも該当する者  (1)移動において全介助を必要としない  ｢２－２ 移動｣  □全介助以外  □全介助  (2)意思の伝達、介護者への反応、記  憶・理解のいずれかに支障がある者  ア｢３－１ 意思の伝達｣  □意思を他者に伝達できる  □できる以外  イ｢３－２ 毎日の日課を理解｣から｢３－７ 場所の理解｣までのいずれか  （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）  □できる  □できない  ウ｢３－８ 徘徊｣から｢４－１５　話がまとまらない｣までのいずれか  （ 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □ない  □ない以外 |  | □ⅰ 状態の変化  □ⅱ 急性増悪  □ⅲ 医師禁忌  ※ 「例外給付届出書」  要提出 |
| オ 移動用リフト  （つり具の部分を除く。） | 次の各号のいずれかに該当する者  (1)日常的に立ち上がりが困難な者  ｢１－８ 立ち上がり｣  □つかまらないでできる  □何かにつかまればできる  □できない  (2)移乗が一部介助又は全介助を必要  とする者  ｢２－１ 移乗｣  □介助されていない  □見守り等  □一部介助  □全介助 | □生活環境において段差の解消が必要と認められる者 | □ⅰ 状態の変化  □ⅱ 急性増悪  □ⅲ 医師禁忌  ※ 「例外給付届出書」  要提出 |

**算定可否の判断基準チェック表**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 判断基準  対象外種目 | 基本調査の結果  （調査日： 　　　　年　　 月 　　日） | 基本調査の結果による  ことができない場合 | 医師の医学的  所見から |
| カ　自動排泄処理装置 | 次の各号のいずれにも該当する者  （１）排便が全介助を必要とする者  ｢２－６ 排便｣  □介助されていない  □見守り等  □一部介助  □全介助  （２）移乗が全介助を必要とする者  「２－１　移乗」  □介助されていない  □見守り等  □一部介助  □全介助 |  | □ⅰ 状態の変化  □ⅱ 急性増悪  □ⅲ 医師禁忌  ※ 「例外給付届出書」  要提出 |